

本会議のあらまし

令和2年館林市議会第4回定例会は、12月4日から17日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は20件で、審議の結果、館林市第6次総合計画基本構想については否決、その他の議案については、原案のとおり同意、可決されました。

また、本会議最終日には、邑楽館林医療事務組合議会議員、館林衛生施設組合議会議員、館林地区消防組合議会議員の選挙が行われました。

人事案件

▽公平委員会委員の選任について
前山文伸さん(当郷町)の任期が本年12月19日をもって満了となるが、引き続き選任したいとして、地方公務員法の規定により議会对し同意を求められたもので、選任につき全員一致で同意されました。

▽固定資産評価審査委員会委員の選任について
資産評価審査委員会委員の三條秀子さん(近藤町)の任期が令和3年1月21日を

もって満了となるが、引き続き選任したいとして、地方税法の規定により議会对し同意を求められたもので、選任につき全員一致で同意されました。

条例の改正

▽館林市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
改正により、国政選挙及び都道府県知事選挙において選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することが可能となったことに伴い、

館林市議会議員及び館林市

長の選挙においても同様に選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とする運用を行うため本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

施設等の運営に関する基準

の一部改正に伴い、市が保育所等の利用調整を行うに当たり特定地域型保育事業を利用していた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱うなど、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう措置を講じている場合は、特定地域型保育の提供を終了した際に必要となる連携施設の確保を不要とするため本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、市が保育所等の利用調整を行うに当たり家庭的保育事業等を利用していた乳幼児を優先的に取り扱うなど、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう措置を講じている場合は、家庭的保育事業者等による保育の提供を終了した際に必要となる連携施設の確保を不要とするものです。

とするものです。

また、居宅訪問型保育事業において、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭で乳幼児を養育することが困難な場合に居宅訪問型保育を提供することができるとするようするため本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これまで都道府県知事及び指定都市の長が行っていた放課後児童支援員の認定資格研修を中核市の長も実施することができるようになったことを踏まえ、同基準に従い中核市の長が行う認定資格研修を修了した者も放課後児童支援員の対象とするため本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険税